

ワクチン接種証明書の提示による入国要件の緩和について

コスタリカ政府は、8月1日以降、新型コロナウイルスのワクチン接種証明書を提示することにより、従来からの入国要件の一つである医療保険加入証明書の提示が不要となる旨を発表しました。

8月1日以降の入国要件は以下の通りです。

- 1 出発72時間以内に、コスタリカ社会保険庁（CCSS）が定めるオンライン検疫申告書をウェブサイト上で入力すること。
- 2 コスタリカ滞在期間中、新型コロナウイルスに感染した際の治療・入院費（コスタリカの旅行保険会社の場合2万米ドル、海外の旅行保険会社の場合5万米ドル）及び隔離期間の宿泊費（2千米ドル）が条件に含まれている海外旅行保険に加入していること。（上記の条件をカバーしている旨記載された英語またはスペイン語の証明書を1のオンライン検疫申告書へアップロードが必要。）
- 3 （変更点）上記2の保険加入義務に関し、18歳未満の未成年及び新型コロナワクチン接種が完了した者は免除される。ワクチン接種証明書には「氏名」、「各接種日」、「ワクチンの種類（製薬会社名）」が英語またはスペイン語で明記されていることが条件で、1のオンライン検疫申告書にアップロードすること及び、最終接種日からコスタリカ入国まで、14日以上経過していることが必要。

新型コロナウイルスに対する各種規制等に関しまして、大使館でも最新の情報収集および発信に努めておりますが、皆様におかれましても、各関係当局の発表や、報道機関からの客観的情報などをご確認いただけますよう、よろしくお願いたします。

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506) 2232-1255 Fax : (506) 2231-3140

E-mail : japon-consulado@sj.mofa.go.jp

URL : <http://www.cr.emb-japon.go.jp/japones/index-j.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>